

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回数	第7回
日時	2017年7月19日（水）	13時30分	～ 16時10分
会場	中野区役所7階 第8会議室		
検討内容			
<p>◆会長あいさつ</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律(案)が可決された。本格的に地域生活を地域住民で支えていく共生社会を目指していくことになったと感じている。</p> <p>また、津久井やまゆり園殺傷事件からまもなく1年経過する。毎日新聞社が実施した障害者の地域移行についての全国調査によると、津久井やまゆり園と同規模(定数100人以上)の施設の中で、知的障害のある方の入所年数「25年以上」が全体の43%を占めていた。中野区の地域包括ケアシステムも充実させ、共生社会の実現に向けてしっかり取組んでいくことを望む。</p> <p>◆副参事(変更)あいさつ</p> <p>平成29年7月1日から障害福祉担当副参事に着任。稲垣副参事から菅野副参事に変更。</p> <p>1 相談支援機関会議報告（資料1）</p> <p>◆平成28年度相談支援機関会議の概要</p> <p>相談支援機関会議は毎月1回開催し、合計361件の個別ケア会議の報告が挙げられた。年々、個別ケア会議の報告件数が増えており、約20件ずつ増えている状況。障害別では精神障害の方のケースが他の障害（身体障害・知的障害）に比べ多くなっている。</p> <p>主な課題は、緊急時の対応や日中活動の後の居場所がない、日中活動につながらない方の居場所をどうするのかなど挙げられる。ニーズの多様化に伴い、利用者が本来のサービスではない事項まで事業所へ求めることがあるという報告も挙げられている。</p> <p>◆第37回（4月26日開催）事例総数 29件</p> <p>【主な話題：障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行】</p> <p>区では介護保険サービスに移行する際、要介護認定申請は誕生日の30日前でないと申請ができないが、支給決定が切れるまでに介護保険の認定が出なかったケースも数件報告されている。この場合、介護保険の認定が出るまでの間は障害福祉サービスを提供していくことになるが、介護保険申請窓口と連携し、サービスが滞らないよう配慮していく必要がある。</p> <p>◆第38回（5月24日開催）事例総数 29件</p> <p>【主な話題：退院支援、区外グループホームからの地域移行支援について】</p> <p>区内で地域移行支援をしている指定一般相談支援事業所はせせらぎだけであり、精神障害者の退院支援が思うように進まない要因の一つとなっている。</p> <p>【主な話題：障害のある方の家族の高齢化に伴うライフスタイルの変化について】</p> <p>本人に障害があり同居家族の方が高齢になり福祉サービスを利用している場合は、老障共生型サービスを視野に相談支援専門員は計画相談支援事業所と地域包括支援事業所と連携を図ることが肝要である。それぞれの関わりや情報連携に課題がある。</p>			

【主な話題：就労移行支援の延長について】

就労移行支援期間は通常 2 年間だが、必要であれば 1 年延長することが可能である。本人が就労に気持ちがまだ至らないから延長したいという希望だけでは支給延長を認めることは難しいが、1 年延長したいというニーズが相変わらずある。

《意見・要望》

- ① 個々の課題が解決に結びついたか、課題のままになっているものか具体的に整理をして欲しい。解決に結びつかない場合に、どこでどのように解決をするか自立支援協議会から発信してはどうか。相談支援部会が相談支援機関会議で出された課題のフィルターになる必要があるのではないかと考える。
- ② 緊急時のショートステイの対応について具体的に対策をとってほしい。
- ③ 区内で地域移行支援を実施している指定一般相談支援事業所がせせらぎだけであり、機能が足りないという課題がある。自立支援協議会として発信していく必要性はないか議論したい。
- ④ 就労移行支援の延長を認めた場合、判断基準を記録として残しておく必要があると思う。
- ⑤ 障害福祉サービスから介護保険サービスの移行申請について
 - ・ 本人が 30 日前に介護保険の申請をしない時は、障害福祉サービス事業所から情報提供をする援助、支援があるのか。
 - ・ 相談支援専門員とケアマネージャー個々の動きだけではスムーズな移行は困難である。制度の違いも考慮した仕組みと作っていく必要があるのではないか。
 - ある地域では、相談支援専門員とケアマネージャーが 1 年かけて対象者を把握し、移行後も共有して仕組みを作っている。
- ⑥ 共生型サービスについて
 - ・ 共生型の仕組みがわからない。中野区健康福祉審議会で障害福祉サービスを生活介護で利用し、介護保険サービスでステイサービスを利用する例があげられていた。具体的にどのように利用できるか実態がつかめない。
 - 同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉サービスを提供する取組みで、障害のある方が 65 歳になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくなることと地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービスをするものである。
- ⑦ 相談支援専門員の役割について
 - ・ 相談支援専門員の数が足りない。
 - 4 すこやか相談支援事業所以外に指定特定相談支援事業所があるのでその方々と協力をできないか。
 - 勘案調査と計画相談は利用者への聞き取りが重なっているように思われる。勘案調査が入ることで計画相談を立てた事業所が、ケアマネージャーと連携をとることがわかりにくくなっている。計画相談事業所からは、すこやかの相談支援専門員が中心となり、カンフレンズやケアマネージャーとのやりとりをした方がスムーズではないかと意見がある。
 - 計画相談の質を高め相談支援専門員の質の向上を目指す体制基盤が必要ではないか。

2 相談支援部会報告（資料 2）

◆ 第 8 回（4 月 19 日開催）

平成 28 年度の振り返りのなかで、「発達障害当事者から相談支援専門員に望むもの」として、下記の

意見が出た。

- ・発達障害で支援を必要とする方が増えている一方で、支援体制の整備が進まず、改善しにくい状況である。ライフステージごとの相談場所が区内にあると良い。
- ・発達障害の理解・啓発に関してのセミナーの多くは関係機関、当事者、家族向けに行われているが、区民を含めた多くの方(就労支援施設、ヘルパー事業所、グループホーム事業所)に周知すると良い。

◆第9回(5月17日開催)

平成28年度相談支援部会活動報告書《案》の検討を行った。

①相談窓口の周知

→すこやか福祉センター以外の他の相談窓口がわからない、相談支援事業所が何をしているのかわからない、福祉サービスの申請の流れがわからないことが挙げられた。

②相談支援専門員の交流会を実施し、相談支援専門員の質を確保する

→実施したことはよかったが、グループワークができると良かった。また、相談支援専門員と当事者、家族の思いも伺いたいと意見が出た。

③発達障害の学習会を実施し、地域課題を考える

→相談支援の質の向上や必要とされる社会資源の確保について考えなくてはいけないという意見が出た。

◆第10回(6月21日開催)

精神手帳と自立支援医療(精神通院)の同時更新について情報提供があった。区より送付される更新の案内がわかりにくい(同封されている診断書の様式は自立支援医療用であり、精神手帳更新の診断書としては利用できない)と指摘を頂くことが多い。

◆平成28年度相談支援部会活動報告

《活動の経過》

第4回に発達障害について中野特別支援学校の星井先生を講師に迎え、テーマを「学校と地域の連携」の学習会を行った。第7回では、相談支援専門員の交流会を開催した。

《個別課題》

①相談窓口の周知

→リーフレットや障害福祉のしおりで案内し相談先、申請先などよりわかりやすくし、各種説明会等で説明するなど周知方法を探る。よくある問い合わせ事例のQ&Aの作成を図りたい。また、児童の相談体制の充実、仕組み作りを行い、ライフステージの移行時のスムーズな連携を目指していく。

②相談支援専門員の交流会を実施し、質を確保する。

→交流会を実施し、「あったら良い」「使いやすいと良い」社会資源について意見聴取を行った。

③発達障害についての学習会

→発達障害に関わる多くの方に発達障害を理解し周知するための学習会をした。今後は、区民を対象にいれて実施していきたい。

《意見・要望》

- ①中野区健康福祉審議会でグループホームの数はどのくらい必要かと質問があり、答えることができなかった。サービス利用等計画は、綿密にアセスメントをして立てているので、相談支援専門員が集まっている相談支援部会では数の集約もしやすいのではないかと。ニーズを集めたら実現に向けて具体的に検討して頂きたい。
- ②移動支援の支給決定のうち利用されているものは半数であった。支給決定をした時間が多すぎるのではなく、本当はヘルパーの数が圧倒的に少ない。相談支援部会では以前からそのような状況はあげられているので、3部会などで取り上げてはどうか。

3 地域生活支援部会報告（資料3）

◆第2回（5月9日開催）

平成29年度年間スケジュール(案)の確認をした。大家さん向けセミナーと世話人さん情報交換会を引き続き開催し、3部会合同セミナーを協力して行うこととした。資料にはないが、6・7月に部会を開催したので、下記のとおり報告する。

《6月》成年後見制度の勉強会を事例検討も含めて実施した。

《7月》①重症心身障害者の自立生活

②知的障害のサテライト型グループホームについて

③精神疾患のある方の地域定着支援について

①～③の内容について、部会メンバーより話を聞いた。

◆平成28年度地域生活支援部会活動報告

《個別課題》

①障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援

→大家さん向けセミナーを実施し、年々、不動産業者や大家さんの参加が増えてきた。

②地域を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用

→グループホームの世話人との情報交換会を実施し、困難事例の意見交換をした。

③相互理解を進めるための機会づくり

→3部会合同セミナーに協力し参加した。

◆大家さん向けセミナー part6 「障害者が住みやすい中野を作ろうよ!」(案内)

平成29年10月12日に第6回大家さん向けセミナーを開催する予定である。

4 就労支援部会報告（資料4）

◆第9回（平成29年6月20日開催）

中野区障害福祉計画に対する意見を就労支援部会として協議し、提言していくこととした。

①単価のアップ

→受注期限が短くなく、単価の良い物を受注する。

②作業の完成度を上げ、品質の均一化を目指す。

→作業の完成度の高さが次回以降の受注に繋がるため、質の均一化を目指す。そのためには、各施

設における支援の工夫や職員のスキルアップが必要となる。

③利用者の収入保障としての自主生産品の販路拡大を目指す。

→商店街の空きスペースを自主生産品を発信する場所として活用できるよう地域に対する理解啓発を進めていく。

④区役所 1 階ロビーを活用した自主生産品の販売会を充実させる。

⑤各施設は、通所者の就労訓練の場であり、やりがい、生きがいをもって取り組める仕事を確保することが重要である。通所者の就労意欲を高めるような環境作りを心がけていく。

◆平成 28 年度就労支援部会活動報告

協議してきた内容を課題ごとにまとめている。就労支援ネットワークの活動報告も併せて記載している。資料には載せなかったが、本人と保護者の高齢化に伴い、就労意欲が低下している傾向がある。本人や家族を支える関係機関（相談支援事業所、通所事業所、地域包括支援センターなど）が役割分担をし、本人と家族を支える仕組みを作る必要があるのではないかという意見も出ている。

《質疑応答》

・就労移行定着支援について何か計画はあるか。

→平成 30 年度より始まる事業ではあるが、実施要領が明確に示されていない。詳しい情報が入ってきたら全体会でも共有していきたい。

5 居宅系事業者連絡会報告（資料 5）

◆平成 28 年度居宅系事業者連絡会活動報告

「精神障害をお持ちの方々の接し方」をテーマにした研修会と「障害福祉サービスの給付費請求事務について」の集団指導を区職員が実施した。平成 29 年度はまだ開催できていないが、全体会から居宅系事業者に対する要望などを聞きながら部会のテーマを決めていきたい。

6 施設系事業者連絡会（資料 6）

◆第 42 回（平成 29 年 5 月 18 日開催）

平成 29 年度活動について検討し、事業所間交流研修と研修会については今年度も行うこととした。また、事業所間の相互理解と共通課題の認識を目的としたアンケートを実施し、その結果を踏まえ、各回のテーマ設定をすることになる。

◆平成 28 年度施設系事業者連絡会活動報告

各回での情報交換に加えて、事業者間の交流研修を実施した。個別課題については、部会の中で協議した内容をまとめている。

7 障害者福祉計画等について（資料 7）

前回の全体会にて依頼した障害福祉計画等に対する意見について、提出いただいた意見の要点を絞って資料にまとめた。内容を確認し、文言の修正や追加意見がないか協議いただきたい。

《文言修正・追加意見》

- ◆地域生活の継続の支援だけではなく地域移行の推進についてもふれて頂きたい。
 - 中野区は精神科病院がなく、他区の病院を利用している。他区の病院から中野区に戻ってきたい方を支援することも重要であるため、地域移行の推進についてふれてほしい。
- ◆地域生活の継続支援について 【個別サービスについて】 移動支援
 - 「また、短期入所の送迎に移動支援を認めて欲しいとの声もある。」という表現がある。実際には、そうした声が多く存在するため「声が多くある」に変えてほしい。
 - 短期入所のサービス利用にあたって送迎の手段がないことが利用の際の懸念事項となっていることが多いため、短期入所の送迎に移動支援を利用できるよう検討頂きたい。
- ◆地域生活の継続の支援について 【支援体制・基盤について】
 - 「区内 4 圏域に障害者相談支援事業所が整備されたが、区が委託している事業者がそれぞれ違うため、相談支援の「質」に差を感じられる。」という表現があるが、相談支援の「質」の差は、区内全域の相談支援事業所に対して言えることであり、且つ、区内全体として向上を図っていく必要があるため、「区内 4 圏域の障害者相談支援事業所」に絞る必要はない。
 - 日中活動後の居場所が不足しているため、日中活動後の居場所の確保について、意見を追加してほしい。
 - 相談支援の「質」の中に個別支援計画を重要視して進めていくことを盛り込んで頂きたい。
- ◆自立支援協議会の活性化について
 - 「地域の実情に応じた障害者支援体制の活性化（改善・開発）を具現化していく必要がある」という表現はあるが、改善等図っていく部分について、具体例を示した方が良い。例示内容は事務局に任せるが、日中一時支援については入れていただきたい。
 - 障害児やその家族の支援課題について共有する場所が必要であるため、自立支援協議会の部会に障害児に特化した部会を設置して頂きたい。その中で、医療ケアの必要な児童の通所施設の充実や養護児童の問題も討議できると良い。
- ◆就労支援について
 - 「区役所業務の発注促進及び共同受注による受注促進は、継続して取り組むことが重要である。」という表現があるが、確かに継続して取り組むことが重要であるが、各事業所から仕事を確保していくことが困難になってきており、どの事業所においても取り組める作業の受注を増やしてほしいという要望があるため、文言を追記してほしい。

8 中野区障害者差別解消審議会の設置について（資料 8）

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、区では「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、「中野区障害者対応基本マニュアル」の策定及び「中野区障害者差別解消検証会議」の設置を行うなど障害者差別解消の取組を進めている。今後、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての区民が障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、「中野区障害者差別解消審議会」を設置することとした。自立支援協議会から「中野区障害者差別解消審議会」の委員 1 名を推薦頂きたい。事務局としては中村会長を推薦頂くのが望ましいと考えている。

→満場一致で中村会長を推薦、快諾された。

9 その他

◆地域自立支援協議会交流会（東京都主催）

平成 29 年 8 月 18 日（金）13:30～17:00 東京都社会福祉保健医療センター5 階 502 号室

→申し込みは事務局で集約する。

備 考

次回日程 9 月 20 日（水）13：30～ 中野区役所 7 階 第 10 会議室